

第5章　自殺対策の推進体制

1 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人一人が自殺対策の重要性を理解し、取り組めるよう市のホームページや広報紙などの媒体を活用し、周知します。

2 推進体制

自殺対策の推進のためには、家庭・職場・地域においての取組が必要なことから、関係機関との連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。

このため、関係機関・団体で構成される「出水市自殺対策計画検討委員会」において、自殺対策の推進を図ります。

また、市役所内に「いのち支えるプロジェクト会議」を設置し、連携を強化し、事業の推進に努めます。

3 進行管理

本計画に基づく施策を展開するため、取組状況や目標値については、健康増進課にて把握し、出水市自殺対策計画検討委員会及びいのち支えるプロジェクト会議において計画の適切な進行管理に努めます。